

## 1 業務名

鑑札及び狂犬病予防注射済票交付等業務

## 2 業務の目的

犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付並びにこれに係る手数料の徴収に関する業務(以下単に「交付等業務」という。)を動物病院で実施することにより、飼い犬の登録及び狂犬病の予防注射を推進するとともに、市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

## 3 定義

- 1) 鑑札 堺市狂犬病予防法施行細則(平成5年規則第42号。以下「細則」という。)第2条に規定する犬鑑札をいう。
- 2) 注射済票 細則第3条に規定する注射済票をいう。
- 3) 動物病院 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定により届出のあった診療施設であつて、本市の区域内に所在するものをいう。

## 4 履行場所

発注者が指定する動物病院

## 5 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月10日までとする。(ただし、交付等業務の開始日が4月2日以降である場合にあっては、当該期間の始期は、当該開始日からとする。)

## 6 受注者(団体にあっては、その構成員を含む。以下同じ。)の責務

- 1) 発注者が指定する方法で、鑑札、注射済票、その他指定する物品等(以下「配布物等」という。)を受け取り、内容を確認すること。また、受領書(堺市控え分)を提出すること。
- 2) 配布物等が不足しそうな場合は事前連絡の上、指定日時及び指定場所において追加の配布物等を受け取ること。
- 3) あらかじめ預託する配布物等を紛失しないように適切に管理すること。
- 4) 業務完了後、すみやかに指定の残品を返還し、鑑札及び注射済票(以下「鑑札等」という。)の数を報告すること。
- 5) 委託事業者として指定を受けた内容に変更が生じた場合は、すみやかに申し出ること。

## 7 業務の内容

- 1) 登録申請の受付及び鑑札の交付
- 2) 登録申請手数料の徴収及びその領収書の交付並びに本市公金取扱金融機関への払込み
- 3) 注射済票の交付(令和7年度のものに限る。)
- 4) 注射済票交付手数料の徴収及びその領収書の交付並びに本市公金取扱金融機関への払込み
- 5) 実績報告書の提出(月1回及び業務完了時)  
提出方法は持参もしくは郵送とする。  
郵送の場合、以下の条件を満たすこと。

- ・郵便または信書便を利用すること。
- ・特定記録郵便・書留・レターパック等、配送状況を追跡・確認できること。
- ・提出期限までに動物指導センター必着とすること。

#### 6) 指定する物品の配布

### 8 鑑札等の交付対象

業務開始の日から令和8年3月1日までに履行場所において狂犬病の予防注射を行う際に手続きされる本市の区域内に所在地を有する犬の飼い主に対し、次のとおり交付すること。

- 1) 予防注射を受ける犬が飼い犬の登録を受けておらず、飼い主が鑑札による登録希望した場合は、登録申請を受け付け、鑑札及び注射済票を交付すること。
- 2) 予防注射を受ける犬が本市において飼い犬の登録を受けている場合、注射済票を交付すること。

### 9 登録申請の受付及び鑑札・注射済票の交付方法

- 1) 登録申請の受付は、あらかじめ配布する犬登録申請書兼狂犬病予防注射済証により行うこと。
- 2) 鑑札等は、あらかじめ預託しているものの中から番号の小さい順に交付し、同時に交付する狂犬病予防注射済証（動物病院用・堺市提出用等の控えを含む）に登録番号（鑑札番号）及び注射済票番号を記入すること。
- 3) 予防注射を受ける犬が堺市での飼い犬の登録を受けているか否かを、以下の方法で十分確認すること。
  - ア) 堺市から送付された書類がある場合、その書類に記載された登録番号を確認すること。
  - イ) 堺市からの書類がない場合、犬鑑札を持参もしくは飼犬に装着されている場合はその鑑札番号を確認すること。
  - ウ) 以前から診察等を行い、カルテ等記録がある場合は、その鑑札番号を確認すること。
  - エ) 飼い主等が堺市での登録をしているかどうか不明の場合は、飼い主の情報と飼犬情報を確認した上で堺市動物指導センターに電話で問い合わせること。ただし、動物指導センターへの問い合わせ時間は平日9時から17時30分の間とする。
  - オ) ア)～エ) 以外で、マイクロチップ装着犬で国の指定登録機関に登録があると飼い主等から聴取した場合は、マイクロチップリーダーでマイクロチップ番号を確認し、エ)と同様、堺市動物指導センターに電話で問い合わせること。または、飼い主に指定登録機関での登録情報を提示させ、飼い主と犬の情報が一致しているか確認すること。その結果、登録の確認ができれば、注射済証の登録番号欄にそのマイクロチップ番号を記載し、注射済票を交付すること。
  - カ) ア)～オ) の方法で確認できない場合は、注射済証（注射済証明書）のみの交付とし、登録及び注射済票の交付は各区保健センターもしくは動物指導センター窓口、または電子申請で手続きすること。

※ マイクロチップ未装着で、マイクロチップでの登録を希望する場合は、マイクロチップを挿入後、マイクロチップ装着証明書を交付する際に、必ず指定登録機関へ登録手続きを行うよう飼い主へ指示し、注射済証のみ交付する。注射済票の交付については各区保健センターもしくは動物指導センター窓口、または電子申請で手続きするよう飼い主へ伝えること。

#### ※マイクロチップ番号の確認方法

マイクロチップ番号及び装着犬情報を国に指定登録機関に登録すると、国から登録証明書（電子又は

紙) が交付される。電子申請であれば申請(電子決済)後すぐに電子証明書が交付される。(スマートフォンからでも確認可能)

※マイクロチップの登録内容を変更する場合には指定登録機関への変更手続きが必要である。ただし、所有者を変更する変更登録は有料(紙申請 1,400 円(コンビニ払)、電子申請 400 円(電子決済))となり、それ以外の住所変更等の変更手続きは無料である。

#### 1.0 手数料の徴収及びこれに係る事務処理方法

- 1) 登録申請の受理及び鑑札交付 1 件につき、登録申請手数料 3,000 円を、注射済票交付 1 件につき、注射済票交付手数料 550 円を、それぞれ徴収すること。
- 2) 手数料を徴収したときは、あらかじめ配布する領収書のうち、交付する鑑札等の番号と同じ発行番号のものを交付し、現金出納簿により整理すること。
- 3) 領収書を交付するときは、領収印を押印し、受注者名を記入すること。なお、あらかじめ配布する領収印を使用できない場合は、事前に発注者と協議すること。

#### 1.1 徴収金の払込み方法及び報告

- 1) 受注者は、徴収金を一月分まとめて翌月の 10 日までに(ただし、3 月 1 日に徴収したものについては 2 月分とともに 3 月 10 日までに)あらかじめ配布する出納員(受託者)払込書(様式第 1 号)により本市公金取扱金融機関に払込み、その領収証書を受け取ること。
- 2) 徴収金を払い込んだときは、現金出納簿により整理すること。
- 3) 一月分の領収書の控え及び狂犬病予防注射済証の控え(堺市提出用)を、その月の徴収金の内容を示す領収金月計表(月間実績報告書; 様式第 2 号)とあわせて翌月の 10 日までに(ただし、3 月 1 日に徴収したものについては 2 月分とともに 3 月 10 日までに)発注者の指定する方法により提出すること。また、1) の領収証書及び現金出納簿を提示又はその写しを提出すること。
- 4) 報告に不備があり、修正が必要な場合は動物指導センターまで来所すること。

#### 1.2 危険の負担等

犬の飼い主等から手数料を徴収し、本市公金取扱金融機関に払い込むまでの危険の負担等は、受注者が負うものとする。

#### 1.3 委託料

- 1) 委託料は、次のとおりとする。(金額には、消費税及び地方消費税を含む。)
  - ア) 鑑札交付及び登録申請手数料徴収(7 の 1) 及び 2) 並びにこれに係る 5) 及び 6) の業務を含む。) ... 1 件につき 440 円
  - イ) 注射済票交付及び注射済票交付手数料徴収(7 の 3) 及び 4) 並びにこれに係る 5) 及び 6) の業務を含む。) ... 1 件につき 220 円
- 2) 受注者は業務完了後、すみやかに年間実績報告書(様式第 3 号)を提出し、請求書(様式第 4 号)により請求すること。

#### 1.4 業務に要する費用負担

- 1) 本仕様書の業務を行うにあたり、配布物等以外の受注者が使用する事務用品並びに郵送、電話及び FAX 等業務に要する費用は受注者の負担とする。

2) 領収印は発注者が用意したものを使用し、その費用は発注者の負担とする。

#### 1.7 協議

この仕様書に定めのない事項については、関係法令、条例及び規則によるほか、必要に応じて発注者と協議すること。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。